主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、第一点は認定非難、第二点は原判示を誤解しての主張と認められ、何れ も上告適法の理由とならない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克